令和５年（行ウ）第７号　損害賠償請求事件（住民訴訟）

原告　小畑太作　外６名

被告　山口県知事村岡嗣政

準 備 書 面 9

（被告第１０準備書面陳述で自白が成立した事実の指摘、

及び同書面での被告主張に対する反論）

２０２６年8月２０日

山口地方裁判所　御中

原告ら訴訟代理人　弁護士　内　山　新　吾

同　弁護士　澤　藤　統一郎

同　弁護士　石　口　俊　一

同　弁護士　加　島　　宏

同　弁護士　中　島　光　孝

同　弁護士　則　武　　透

同　弁護士　田　川　　瞳

第１　はじめに

被告は、その第１０準備書面において、原告準備書面６のうち「第４　山口県遺族連盟は『宗教上の組織・団体』」の項に対する反論を展開している。そこで述べられている要点は、次のとおりである。

① 山口県遺族連盟と日本遺族会とは、法人格を異にする別個独立の団体であり、「上下関係、又は上意下達の関係はない。」（３頁の下から７行目）

② 箕面市関係の二つの最高裁判決の判示によれば、「山口県遺族連盟は、当然、憲法上の宗教団体ではない。」（１１頁の１～２行目）

③ 山口県遺族連盟は、「『遺族の相互扶助』を目指し、・・・それらに沿った事業を行ってきた」のだから、「遺族連盟が宗教団体であるという評価は全く失当というほかない。」（２頁の１３～１６行目）

④ 山口県知事が同縣護國神社の春季慰霊大祭に参列してきたことから、「山口県遺族連盟と県の関係は密接といえるが、他の福祉関連の当事者団体と同じく、そのことに何ら問題はない。」（４頁の１０～１１行目）

しかし、被告第１０準備書面を仔細に検討すると、被告は上記反論とともに、原告が山口県遺族連盟の宗教団体性を主張する基礎とした「重要な事実関係」の相当部分について、むしろそれらを自ら明確に認める主張を行っていることが浮かび上がって来る。

すなわち、被告が争っているのは、原告が山口県遺族連盟の宗教団体性を主張する基礎とした「重要な事実関係」そのものではなく、それらの事実関係から導かれる山口県遺族連盟と日本遺族会との組織的一体性や宗教性、さらには本件知事参列行為の憲法上の意義に関する「法的評価」にすぎないのである。

この事実を踏まえて、本書面ではまず次の第２において、被告自身が認めている（自白が成立している）「重要な事実関係」を明確にする。

そして、第３以下では、それらの「重要な事実関係」について被告がしている

「法的評価」が、事実をバラバラに切断することによって初めて成り立つ独自の見解であり、事実全体を直視すれば、原告の主張が当然認められることを詳論する。

具体的には、第３では日本遺族会と山口県遺族連盟と本部・支部関係について、第４では「英霊顕彰」の宗教性について、第５では慰霊祭を仏式でも行っていることは「非宗教性」を意味しないことについて、第６では「信徒団体ではない」との被告主張について、第７では「慰霊」は宗教活動ではないとの被告主張について、第８では山口県遺族連盟が憲法８９条の「宗教上の組織若しくは団体」に該当し、山口県知事らの本件参列は憲法８９条の禁止する公の財産の利用提供に当たり、ひいては憲法２０条１項後段の禁止する宗教団体に対する特権の付与にも該当することについて述べる。

第２　被告による自白が成立し、当事者間に争いがなくなった事実

本件の判断において極めて重要な以下の諸事実については、被告第１０準備書面の陳述によりすでに自白が成立しており、当事者間に争がないことが確定している。判決は、これら争いのない事実を基礎にしなければならない。

１　山口県遺族連盟が日本遺族会と人的・財政的関係を有する事実

被告は、日本遺族会が全国組織であることを前提とした上で、山口県遺族連盟について、「本部 ― 支部と言っても、上下関係、又は上意下達の関係はない。」と主張する。他方で、山口県遺族連盟が「日本遺族会の理事を１名出し、会費を支出している」事実を認めている（３頁の下から７～６行目）。

すなわち被告は、原告が主張したとおり、山口県遺族連盟から日本遺族会に役員が出ている事実も、会費が支出されている事実も、ともにはっきりと自白しているのである。被告の争いは、この明白な人的・財政的関係を「その程度の関係」（！）と評価する点にあるにすぎない。

2　山口県遺族連盟が毎春に「戦没者大慰霊祭」を主催・執行している事実

被告は、山口県遺族連盟が「毎年春、戦没者大慰霊祭を主催し、執行することを例としており、今回の裁判の対象となっている令和４年春の慰霊祭も同様である。」旨を明記している（４頁の３～５行目）。

したがって、山口県遺族連盟は単に山口縣護國神社から春季慰霊大祭への案内を受けただけ、あるいは単にその会員遺族を同神社に参集させただけというような第三者的存在ではない。山口県遺族連盟こそが、本件と同種の慰霊祭を毎年「主催し、執行」してきた主体である事実ばかりか、将来にわたって継続していく姿勢でいることまでが明確に自白されている。

3　山口県遺族連盟の慰霊事業が、神式及び仏式の宗教儀礼によっている事実

被告はさらに、慰霊等について、「午前中は護國神社で行い、午後は、防長英霊塔にて、仏式で行う」ものであることを認めている（５頁の下から１１～１０行目）。これは、被告が積極的に自白した極めて重要な事実である。

それはつまり、山口県遺族連盟は、その慰霊事業を単なる無宗教式の追悼行事として行っているのではなく、午前には神式、午後には仏式と、どちらも明確な宗教儀式で行っていることを自白していることを意味する。

ところが被告は何と、まさにこの自白した事実から「特定の宗派に偏った活動をしているとは、到底認められない。」と論じ、あたかも、ある団体が複数の宗教の活動を行えば無宗教になるかのように述べている（６頁の６～７行目）。

しかし、自白された事実から導かれるべき第一の結論は、山口県遺族連盟がその主要事業である慰霊を行う方式として、神式及び仏式というどちらも紛れもない宗教儀礼を継続的・組織的に採用してきており、これからも継続する姿勢を堅持しているという事実である。

本件で原告が問題にしているのは、山口県遺族連盟がその重要な活動として

「宗教活動をしている」ことであって、「特定の宗派に偏った活動をしている」ことではない。「特定の宗派に偏った活動をしているのでなければ宗教活動をしていないことになる。」というに等しい被告の理屈は、理解しがたい。

4　本件知事参列が山口県遺族連盟との制度化した関係を背景として行われたこと

被告は、知事の本件公的参列・挨拶が、山口県遺族連盟（等）からの招待を受けて行われたこと自体を争っていない。

また、被告は本件訴訟の早い段階から、歴代の山口県知事及び健康福祉部長らが、「例年」、これまで少なくとも３０年以上にわたり、「山口縣護國神社で実施される春季慰霊大祭及び秋季慰霊大祭への参加の案内」に応じて公的に参列してきた事実を積極的に自白している（被告第３準備書面１４頁冒頭の段落）。

したがって、被告の本件公的参列・挨拶は、山口県知事が「偶然又は私的に」同県護國神社の春季慰霊大祭を訪れて挨拶をしたという事案ではなく、県内戦没者遺族の多くの部分を組織し、毎年神式及び仏式で慰霊祭を主催・執行する山口県遺族連盟との継続的関係の中で、知事がその招請に応じて「定例公務として」参列・挨拶した事案であり、ほぼ制度化した行事であることが、明らかとなっている。

5　争いがない事実を総合するだけでも、山口県遺族連盟の宗教団体性は明白

憲法８９条は、「公金その他の公の財産は、宗教上の組織若しくは団体の使用、便益若しくは維持のため、又は公の支配に属しない慈善、教育若しくは博愛の事業に対し、これを支出し、又はその利用に供してはならない」と定めている。

また、憲法２０条１項後段は、「いかなる宗教団体も、国から特権を受け、又は政治上の権力を行使してはならない。」とする。

以上１から４までの「争いがない事実」を総合するだけでも、山口県遺族連盟が上記憲法規定に言う「宗教上の組織若しくは団体」ないし「宗教団体」に該当

することは容易に認められる。

次の第３項以下では、上記で指摘した事実に基づき、被告の反論にもかかわらず原告の従来の主張が認められることを、論点ごとに明らかにしていく。

第３　日本遺族会と山口県遺族連盟との本部・支部関係について

１　日本遺族会自身が本部・支部関係を公式に認めている

被告は、３頁の（４）において、山口県遺族連盟が日本遺族会の支部であることを否定している。

しかし、日本遺族会自身が公式サイト（ホームページ）の冒頭において、「各都道府県には独立した遺族会が結成され、日本遺族会の支部としての役割も果たしています。」と謳っているのである（甲４８）。この事実は、「独立した法人格」と「本部支部関係」が両立することを、日本遺族会自身が明言している。

原告が山口県遺族連盟を「事実上の日本遺族会山口県支部である」と主張した趣旨は、日本遺族会が山口県遺族連盟に対し、法人法上「上意下達」の指揮命令権を有しているとの意味ではない。原告の主張する「事実上の支部」とは、

・全国規模で多くの戦没者遺族を会員に有する日本遺族会が存在し、
・都道府県には都道府県単位の遺族会が存在し、
・さらにその下に市町村単位の遺族会が存在し、
・人的には都道府県遺族会の代表者が日本遺族会の役員（評議員・理事）となり、
・財政的には都道府県遺族会から日本遺族会へ会費が支出され、
・英霊顕彰、靖國神社参拝、遺族処遇改善運動等を共同して全国展開している、

という機能と組織の実態を意味している。

したがって、「上意下達関係がない」という被告の主張は、原告の「事実上の本部支部関係にある」とする主張に対する有効な反論になっていない。

2　全国組織は必ずしも指揮命令型である必要はない

被告の立論によれば、全国組織と地方組織との間に法律上の指揮命令権がなければ、両者の組織的一体性は一切認められないことになる。

しかし、そのような理解は、現実の社会団体のあり方とかけ離れている。社会には、独立した法人格を有する都道府県単位の団体が集まって全国組織を構成し、その都道府県単位の団体の各代表者が中央組織の意思形成に参画し、会費を中央組織へ納付し、共通する全国的目標達成のために各地域で活動する（即ち、人的・財政的一体性のある）形態の組織は当然存在し得る。

本件で問われているのは、「法人格が同一か」ではなく、靖國神社及び護國神社に関わる英霊顕彰活動について、日本遺族会と山口県遺族連盟とが現実にいかなる関係にあるか、なのである。

3　被告の主張自体から、日本遺族会と山口県遺族連盟の人的・財政的一体性は明白

被告が自認する「日本遺族会の理事を１名」（現時点で正確に言えば、理事１名と評議員１名）を出しているという事実こそ、両団体が無関係な、夫々が独立した団体ではないことを示している。なぜなら、役員の派出は人的結合であり、会費の納付は財政的結合である。この二つの結合にプラスして、会員構造及び活動目的が両者に共通である事実を併せれば、その組織的一体性は一層明白である。

被告はこれをその「程度の関係」と矮小化するが、それは事実認定ではなく自己に有利な「評価」にすぎない。

4　最大の誤魔化しは、一連の事実を分断・評価していること

本部・支部関係を否定する被告の主張を検討すると、一貫した特徴が浮かび上がってくる。それはすなわち、役員兼任は役員兼任だけ、会費納付は会費納付だけ、慰霊祭は慰霊祭だけ、靖國神社参拝は参拝だけ、英霊顕彰は英霊顕彰だけ、

日本遺族会との関係は法人間関係だけというように、山口県遺族連盟の団体としての構造や活動を分断し、その一つ一つについて個別に「これだけでは日本遺族会の支部とはいえない」と論じていることである。

しかし、必要なのは、これらの構造や活動を総合して評価・判断することであって、そうでなければ日本遺族会自身のホームページの記載は虚偽か、そうでなくても誇大表示ということになる。

第４　「英霊顕彰」の宗教性について

被告は、日本遺族会及び山口県遺族連盟の活動を、一般的な戦没者追悼又は遺族援護の文脈で論じている。まさにこの点が、被告の防御が一番困難な事実に関する争点であり、それ故の論点回避であろう。しかし、原告が問題としているのは、一般的な「追悼」や「援護」ではなく、「英霊顕彰」活動である。

「戦没者を悼む」ことと、「英霊として顕彰する」こととは同一ではない。両概念は全く別物であり、活動内容が異なる。とりわけ、その「英霊」が、靖國神社及び護國神社に祭神として祀られ、それらの神社において神道祭祀の対象となっている以上、「英霊顕彰」の具体的実践を、その宗教的文脈から切り離し、一般的な追悼や援護と同一視することは正当ではない。戦没者を英霊として顕彰することは、宗教行為に他ならない。

日本遺族会は、当初１９４７（昭和２２）年に、「日本遺族厚生連盟」として設立された。この連盟時代の会則には目的として、「遺族の救済と相互扶助、以って戦争を防止し、世界の恒久平和を確立し、全人類の福祉の為に貢献」とあっただけで、宗教的な目的は何一つ掲げられていなかった。ところが、講和条約締結後の１９５３（昭和２８）年３月１１日、同連盟が「財団法人日本遺族会」として設立・認可されると、定款の目的及び事業の中心に「英霊の顕彰」を置いてきた（同会がインターネットに現在公開している前掲のホームページ（甲４８）、及び

乙３８及び３９号証・同会の登記情報及び寄付行為)。

日本遺族会となって以降の同会の活動実態は、これまで

・戦没者遺族の靖國神社参拝、

・　靖國神社及び護國神社における戦没者の慰霊顕彰、

・靖國神社国家護持運動、

・　天皇はじめ公人による（靖國神社）公式参拝実現運動、

・「英霊にこたえる会」と連携した諸活動

等として実践されてきた。

定款の明文規定及び上記の活動実態をすべて捨象して、日本遺族会の目的及び事業を、「世俗的な戦没者追悼」と言わんばかりの主張をすることは、いかがなものであるか。

第５　慰霊祭を仏式でも行っていることは「非宗教性」を意味しない

被告は、山口県遺族連盟が神式だけでなく仏式による慰霊も行っていること等を根拠に、同連盟が特定宗教の信徒団体であるとはいえないと主張する。

しかし、この論理には飛躍がある。複数宗教の儀礼を利用することは「非宗教性」を意味しない。

午前には宗教法人山口縣護國神社において神式で祭祀を行い、午後には防長英霊塔において仏式の慰霊を行うのであれば、その日の慰霊活動が二つの宗教儀礼によって構成されているというだけのことである。

それは、「一つの宗派だけに属していない」ことではあっても、山口県遺族連盟が「宗教的活動をしていない」ことの証明にはならない。むしろ、英霊顕彰という主要目的を達成するため、同会の方針として神道及び仏教の宗教儀礼を選択、反復継続していることを示す事実である。

本件で問題とされている被告知事の公的参拝及び挨拶は、その二つの慰霊形式

のうち、山口縣護國神社で執行された神式の春季慰霊大祭におけるものである。被告知事は単に無宗教の追悼集会で「黙祷」したのではない。随員とともに山口県護國神社の境内に入り、その神式祭祀に公務として参列し、神道固有の儀礼である玉串を神前にささげる玉串奉奠を行ったうえで、拝礼（玉串拝礼）を行ったのである。

したがって、山口県遺族連盟が午後に仏式慰霊を行っていることは、午前の神道祭祀への知事参列や挨拶の宗教性を減殺する事情とはならない。

第６　「信徒団体ではない」とする被告主張について

被告提出の乙４１号証・宗教法人「靖國神社規則」の第三条は、靖國神社の目的を、「國事に殉じた人々を奉斎し、神道の祭祀を行ひ、その神徳を広め、本神社を信奉する祭神の遺族その他の崇敬者[1]（以下、「崇敬者」といふ）を教化育成」すること、と定めている。すなわち、崇敬者とは神道における信徒のことである。

ここで注目すべきは、靖國神社自身が「祭神の遺族」を、その宗教活動の外部に存在する単なる「遺族一般」としてではなく、同神社を信奉する場合には、とくに「崇敬者」（＝信徒）と呼び、その他の崇敬者とともに、同神社による教化育成の対象として明確に位置づけていることである。

そして、日本遺族会は、まさにこの靖國神社の「祭神の遺族」を全国的に組織する団体である。したがって、その団体の宗教的性格を判断するに当たっては、その構成員が靖國神社の宗教制度上いかなる位置を与えられているか、そしてその団体が靖國神社・護國神社との関係において現実にいかなる活動を行ってきたかを検討しなければならない。日本遺族会が靖國神社の信徒団体であることは、

---

[1] 神社本庁のホームページは、「崇敬神社とは、こうした地縁や血縁的な関係以外で、個人の特別な信仰等により崇敬される神社をいい、そのような神社を信仰する方のことは「崇敬者（すうけいしゃ）」と呼びます。」と解説している。一方、信徒は広辞苑（第三版）によれば、「ある宗教を信じる人」とあり、より一般的な呼称である。

動かしがたい事実である。

被告は、靖國神社には平成１０年に設立された靖國神社崇敬奉賛会が存在することを指摘し（１２頁の４～５行目）、日本遺族会が靖國神社の信徒団体であることに異を唱えている。しかし、一つの宗教法人について、その信仰、祭祀、奉賛等に関係する団体が複数存在することは通常ありうることであって、複数存在が各団体の性格を直接に規定するものではない。

まして、靖國神社崇敬奉賛会が設立されたのは１９９８（平成１０）年でしかない。これに対し、日本遺族会の財団法人化は、それより４５年も前の１９５３（昭和２８）年であった。その成立以来４５年の長きにわたり「英霊顕彰」を目的として、靖國神社参拝、同神社祭祀への奉賛、靖國神社国家護持運動等をわたって展開してきた日本遺族会の歴史的事実を、後発の別団体の存在によって否定することなど、できようはずがない。

実は、被告自身がその第１０準備書面において、山口県遺族連盟が山口県護國神社を「崇敬・尊重していることは事実である」と明確に認めている。それはつまり、同連盟の会員は山口縣護國神社の崇敬者すなわち信徒であり、同連盟が同神社の信徒団体であることを自白していることに他ならない。

また被告は、本件春季慰霊大祭について、山口県護國神社において山口県遺族連盟が主催して執行するものであり、その関係は第一回慰霊祭以来現在まで変わっていないことも認めている。

すなわち、山口県護國神社という宗教法人を「崇敬」する団体が、その宗教施設において、同神社の祭神を対象とする神道祭祀を、単発的にではなく長年にわたり毎年主催し続けているのである。これを単に「遺族の福祉」という世俗的目的を実現するための偶発的・付随的な行為であると評価することには無理がある。

第７　「慰霊」は宗教活動ではないとの主張に対して

「慰霊」という語は、世俗的追悼にも宗教的祭祀にも用い得る。したがって、慰霊行為が宗教的かどうかは、その名称ではなく、具体的な場所、主宰者、対象、儀礼及び参加方法によって判断されなければならない。

本件では、

① 宗教法人山口縣護國神社において、

② 同神社の神職の主宰する祭祀として、

③ 同神社の祭神とされる戦没者を対象として、

④ 神道の祭式に従い、

⑤ 玉串奉奠を含む儀礼が行われた。

これは単なる公園での献花式、無宗教式追悼会等で戦没者を「慰霊」したこととは本質的に異なる。

知事は、その宗教儀礼の内部に公的な参列者として入り、玉串奉奠まで行ったのである。この具体的事実を離れて、「慰霊一般は宗教とは限らない」と論じても、何ら本件に対する反論にはならない。

第８　憲法８９条、２０条１項後段違反

被告は、最高裁平成５年２月１６日判決等を引用し、憲法８９条前段の「宗教上の組織若しくは団体」について、特定宗教の信仰、礼拝、普及等の宗教的活動を行うことを本来の目的とする団体であるところ、山口県遺族連盟はこれに当てはまらない旨を主張している。

しかし、すでに述べたとおり、「重要な事実関係」についての前記検討結果をみても、山口県遺族連盟が宗教団体性を有することは明らかであるし、また、空知太神社事件最高裁平成２２年１月２０日判決が、憲法８９条にいう「宗教上の組織若しくは団体」とは、「宗教的行事等を行うことを主たる目的としている」団体であると判示していることに照らしても、山口縣護國神社の崇敬者すなわち

信徒を会員とし、「毎年春、戦没者大慰霊祭を主催し、執行することを例」とする山口県遺族連盟が憲法８９条の「宗教上の組織若しくは団体」に該当することは明らかである。

山口県遺族連盟は、「令和４年春の慰霊祭」の執行に際し、例年と同様、「山口縣護國神社で実施される春期慰霊大祭及び秋期慰霊大祭への参加の案内」をもって山口県知事等を招待し、同知事等はこれに応えて本件公的参列を行い、玉串奉奠・玉串拝礼を行った。山口県は、参列の際の旅費として公金から本件支出を行った。

山口県遺族連盟は、知事らの本件参列に対し、その交通費や日当等の対価を支払うことなく、かえって公金を支出させ、参列、拝礼を受けたものである。

知事らの本件参列は、その効果として、山口縣護國神社及び山口県遺族連盟等が主催する宗教的活動を援助しているものということができ、一般人の目から見ても，山口県が特定の宗教に対して特別に援助していると評価されてもやむを得ない。

以上から、山口県知事らの本件参列は、憲法８９条の禁止する公の財産の利用提供に当たり，ひいては憲法２０条１項後段の禁止する宗教団体に対する特権の付与にも該当すると解すべきである。

第９　結論

被告第１０準備書面は、原告が主張してきた重要な基礎事実の相当部分を否定していない。かえって、山口県遺族連盟と日本遺族会との人的・財政的関係、山口県遺族連盟による毎年の慰霊祭の主催・執行、護國神社における神式慰霊、防長英霊塔における仏式慰霊、知事に対する継続的招請等については、被告自身の主張によって明らかになっている。

被告がこれらの事実にもかかわらず政教分離原則違反を否定することができ

るのは、それぞれの事実を相互に切り離し、「それだけでは宗教団体とはいえない」と個別に評価するからにほかならない。

しかし、政教分離原則が問題とするのは、そのように細分化された個々の事実ではない。戦没者を「英霊」として顕彰する全国的運動、その地方組織、宗教法人たる靖國神社・護國神社、その宗教祭祀、これへの公人参列を求める運動、そしてその招請に応じて３０年以上にわたり公務として祭祀に参列し、玉串奉奠までし続ける県知事という、その一連の関係全体である。

原告は、この全体的・実質的関係こそが憲法上評価されるべきであると主張するものである。そして、その全体像に照らせば、本件知事参列・挨拶行為を、単なる一般的な社会的儀礼と評価することはとうていできない。

原告らは、知事らの本件参列が国の機関による宗教的活動に該当し憲法２０条３項に違反すると主張するとともに、知事らが宗教団体である山口県遺族連盟等の招待に応じて対価を得ずに公金を支出して本件参列、玉串奉奠、玉串拝礼を行ったことが憲法８９条の禁止する「公の財産の支出、利用提供」に当たり、ひいては山口県遺族連盟等が憲法２０条１項後段が禁止する「特権」を山口県から受けたことになると主張するものである。

第10　本訴訟の争点

本訴訟の経過に鑑み、裁判所としては証拠調べの前に争点を整理し、当事者双方に開示することが、審理を充実させるうえでも必要であると考える。

原告らは、２０２５年１２月２６日付け意見書で、目的効果基準の適用の在り方を中心にやや詳細に争点を述べたところであるが、現時点で改めて争点の大枠を示せば以下のとおりである。

（１）政教分離原則違反

ア　本件参拝が違憲かつ違法であるか

① 本件参拝は、憲法２０条３項の禁止する「宗教的活動」に当たるか。

目的効果基準の適用における判断順序も争点である。

② 山口県遺族連盟などの宗教団体の要請に応じて公金を支出して行った本件参拝は、憲法８９条の禁止する「公金その他の公の財産を宗教上の組織若しくは団体の使用、便益若しくは維持のため、支出し、又はその利用に供し」たことに当たるか。

③ 山口県遺族連盟などの宗教団体が本件参拝を受け入れたことは、憲法２０条１項後段が禁止する「国から特権を受け」たことに当たるか。

イ 本件参拝のための本件支出は、違法な公金の支出であり、違法な財務会計上の行為といえるか。

（２）地方自治法違反

特に本件参拝は、地方自治法２条２項の「地域における事務」に当たるといえるか

以上